

株 主 各 位

(本店所在地)  
大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号  
(東京本社)  
東京都港区南青山五丁目11番9号  
株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代表取締役社長 狩 野 仁 志

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として座席間隔を確保するため、座席数を大幅に減少して開催いたします。当日ご出席願えない場合は、書面で議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日(月曜日)午後6時までにご到着するようご返送のお手配をお願い申しあげます。

なお、株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催しますので、ご案内申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 2021年3月30日(火曜日)午後1時(午後0時30分開場)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号  
アイビーホール青学会館 4階「クリノン」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第27期(自2020年1月1日至2020年12月31日)事業報告、  
計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役7名選任の件  
第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以上

当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、本定時株主総会にご来場される株主様（特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方）は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご持参及びご着用をお願い申し上げます。また、会場において体調不良と認められる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日 )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年初から続く新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や個人消費の低迷を受けた経済活動の停滞により、深刻な打撃を受けました。緊急事態宣言解除後は、徐々に経済活動が再開されたものの、年末にかけて再び感染拡大が始まり、年明けには2度目の緊急事態宣言が発出されるなど、経済の見通しは依然として、予断を許さない状況にあります。

当社事業の情報サービスと関連性の高い国内株式市場におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、株価は2020年3月に一時16,000円台まで急落しましたが、徐々に回復し、前年の年末終値と比較して3,787円上昇し27,444円17銭で年内の取引を終えました。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない状況が続く中、足元ではワクチン普及加速への期待とともに、同感染症の拡大防止対策を講じつつ、徐々に経済活動の正常化への動きが進むものと想定されます。

当社の持分法適用関連会社の株式会社Zaif Holdings (2020年11月1日付で、株式会社フィスコデジタルアセットグループより商号変更。)の子会社である株式会社Zaif (以下「Zaif」といいます。2020年11月1日付で、株式会社フィスコ仮想通貨取引所より商号変更。)は、2019年6月21日に、金融庁より資金決済法に基づく、業務改善命令を受けておりましたが、2020年8月31日に継続的な報告義務が解除されました。引き続き当社グループでは、暗号資産の情報、交換所、同システム、金融仲介機能を網羅し、暗号資産による一気通貫のサービス提供を可能とすることを成長戦略としています。

また、当社は2016年に企業トークン、フィスココイン(略称「FSCC」)を発行しており、FSCCを当社個人向けサービスである「クラブフィスコ」にお

ける決済通貨として採用するなど、暗号資産分野において積極的な取り組みを行っております。FSCCを決済通貨として利用促進することで、利用者が様々なメリットを享受できるようなフィスコイン経済圏の形成に取り組んでいます。

前連結会計年度より、株式会社ネクスグループ（以下「ネクスグループ」といいます。）が連結子会社から持分法適用関連会社へ変更したことに伴い、総売上高が前連結会計年度と比して大幅に減少しております。なお、当連結会計年度より、ネクスグループは持分法適用関連会社から除外されています。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、ネクスグループが連結から除外されたことなどが影響し、売上高は1,119百万円（前連結会計年度は5,789百万円の売上高）、売上総利益722百万円（前連結会計年度は2,504百万円の売上総利益）となりました。販売費及び一般管理費は661百万円（前連結会計年度は3,090百万円の販売費及び一般管理費）となり、営業利益は61百万円（前連結会計年度は586百万円の営業損失）となりました。

また、当社が保有する暗号資産を売却したことに伴い、暗号資産売却益として営業外収益に83百万円を計上したものの、持分法適用関連会社のネクスグループおよび株式会社Zaif Holdingsに対する持分法による投資損失286百万円を計上したことなどにより経常損失127百万円（前連結会計年度は984百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益はネクスグループ株式の売却により、ネクスグループを持分法適用関連会社から除外したことに伴う特別利益128百万円を計上した結果、66百万円（前連結会計年度は666百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

前連結会計年度において、連結子会社であったネクスグループを連結の範囲から除外しております。これにより、当連結会計年度より「インターネット旅行事業」「IoT関連事業」「ブランドリテールプラットフォーム事業」を報告セグメントから除外しております。

また、当連結会計年度より「仮想通貨・ブロックチェーン事業」セグメントは「暗号資産・ブロックチェーン事業」セグメントへ名称変更を行ってお

ります。

## 1) 情報サービス事業

金融・経済情報配信サービス分野におきましては、ポータルサービスおよび法人向けリアルタイムサービスが前期比で15百万円減少したものの、機関投資家向けやアウトソーシングサービスの新規契約による取引増加および個人向けサービスである「クラブフィスコ」が前期比で売上高が27百万円増加し、売上高は423百万円（前連結会計年度は415百万円の売上高）となりました。

上場企業を対象としたIR支援およびコンサルティングサービス分野におきましては、季節性の高い大企業向け統合報告書やアニュアルレポートについて、そのサービス特性から検収時期および売上計上時期が下期偏重傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、売上検収時期の延期などの影響を受けました。また、スポンサー型アナリストレポート（企業調査レポート）についても、新型コロナウイルス感染症に伴う契約企業の業績悪化によるIRコスト削減などの影響を受け、解約やサービスの一時中断等が生じております。これらの影響により売上高は608百万円（前連結会計年度は668百万円の売上高）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,031百万円（前連結会計年度は1,082百万円の売上高）と減少しましたが、利益率の高い案件の獲得及び継続的に取り組んでいる費用削減や取引先の見直し等の施策により、セグメント利益は304百万円（前連結会計年度は194百万円のセグメント利益）と大幅に改善しました。

## 2) 広告代理業

2020年夏に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックに伴い、業務提携先の実業之日本社が手がける、パラスポーツマガジンの広告掲載、タイアップ記事掲載など新規広告獲得が進んでおりましたが、大会の延期による企業広告の減少およびクライアント企業の事業活動の自粛等の影響を受けたことにより、広告収入の減少を余儀なくされましたが、案件1件当たりの受注金額および、獲得単価アップと費用削減を図り、当連結会計年度の売上高は65百万円（前連結会計年度は80百万円の売上高）となり、セグメント利益18百万円（前連結会計年度は10百万円のセグメント損失）となりました。

### 3) 暗号資産・ブロックチェーン事業

株式会社フィスコ・コンサルティング（2020年6月10日付で、株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツより商号変更。以下、「フィスコ・コンサルティング」といいます。）において、暗号資産に対する自己勘定投資を行っており、損益の純額を売上 に計上しております。ビットコインを中心とした暗号資産の取引価格が、2020年10月から年末にかけて1ビットコイン120万円から1ビットコイン250万円以上に急騰し、2021年2月には1ビットコイン500万円を超えるなど取引相場が活況な状況もあり、その取引相場の状況に応じてトレーディングを行いました。

この結果、当連結会計年度の売上高はトレーディングも含め22百万円（前連結会計年度は10百万円の売上高）、セグメント利益20百万円（前連結会計年度は1百万円のセグメント損失）となりました。

#### ② 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 重要な組織再編等の状況

イ. 2020年8月3日に当社持分法適用関連会社の株式会社フィスコデジタルアセットグループ（2020年11月1日付で、株式会社Zaif Holdingsへ商号変更）と株式譲渡契約を締結し、同社保有の株式会社Crypto Currency Fund Management（2020年8月7日に社名を株式会社FISCO Decentralized Application Platformに変更）の全株式を取得したため、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

ロ. 2020年6月3日付「持分法適用関連会社の異動を伴う株式の一部売却による特別損失（個別）および特別利益（連結）発生の見込みに関するお知らせ」で公表しました通り、ネクスグループの株式を一部売却したことに伴い、当連結会計年度において持分法の適用範囲から除外しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移は下記のとおりです。

区 分	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	14,620,682	11,168,871	5,789,403	1,119,525
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	636,719	△2,255,690	△666,670	66,621
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失 (△)	16.73	△58.93	△16.13	1.48
総 資 産 額(千円)	16,729,384	10,688,019	2,203,148	2,720,902
純 資 産 額(千円)	6,246,559	2,982,056	786,616	1,297,906
1株当たり純資産額 (円)	67.96	5.21	16.54	27.85

- (注) 1. 第24期及び第25期、第26期の売上高には、免税事業者に該当し税込方式を採用している連結子会社を除き、消費税等は含まれておりません。
2. 第26期より「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 平成30年3月14日)を適用しており、第25期については遡及適用後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)フィスコ・コンサルティング	10百万円	99.8%	暗号資産・ ブロックチェーン事業
(株)フィスコ・キャピタル	33百万円	100.0%	そ の 他
(株)FISCO Decentralized Application Platform	0.5百万円	100.0%	そ の 他

株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツは2020年6月10日付で株式会社フィスコ・コンサルティングに商号変更しております。

#### ④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、経営方針に基づく経営戦略の実践において、株主の皆様のご期待にお応えし、友好かつ継続的な関係を維持していただくためには、健全な財務体質強化と持続的な成長拡大が必要であると認識しております。

そのため、下記の対処すべき課題を掲げ、その対応に取り組んでまいります。

##### ① コンテンツ制作体制の増強・整備と品質管理体制の強化

当社グループは、既存事業の中核である情報サービス事業におけるコンテンツの品質を高めるため、オペレーションの最適化を進めております。

国内株式、海外株式、通貨、債券・金利（日本国債、海外国債、社債）や暗号資産関連コンテンツを含むすべてのコンテンツ作業を戦略的に分析し、コンテンツの属性に応じて作業を標準化する一方、個性を生かす作業時間を増加させ、迅速性・正確性の確保と同時に高付加価値を追求するリソース配分を進め、コンテンツ制作から情報配信までを一元管理できる体制を構築しております。

今後も更なるオペレーションの最適化及びコンテンツ制作の多極化に取り組み、より専門化、より多様化する商品を開発するため、持続的なアナリスト教育とスタッフ個々のレベルアップに取り組むと同時に、客員アナリスト等の外部アナリストによるコンテンツ制作等もより積極的に取り組んでまいります。

##### ② 販売・マーケティング体制の強化

個人投資家、機関投資家、金融法人及び事業法人等の様々なニーズに即応するサービスの開発提供及び高付加価値化のために、主に金融機関向けの営業を担当する営業開発部と事業法人向けのサービス提供を目的としたIRコンサルティング事業本部を中核に営業活動を展開しております。ますます激動する株式市場、為替市場及び暗号資産市場を中心としたマーケット・プレイヤーの多様化するニーズに応えるサービスを提供できるよう顧客サービスの強化に取り組んでまいります。

##### ③ ウェブサイト及びスマートフォンアプリ運営の拡充

無料スマートフォンアプリ『株・企業報』、『暗号資産ナビ』及びウェブ版『FISCO』並びに有料課金サイト「クラブフィスコ」においては、定性情報とともに定量情報を横断的に提供しておりますが、特に個別銘柄及び個別資産に関してのデータベースの構築、インターフェイス改良及びデータ処理速度の向上、システムトラブルの対応等に経営資源を継続的・計画的に投下し

てまいります。

#### ④ システムの強化、バックアップシステムの拡充

コンテンツ供給の多様化、個人顧客をはじめとする供給先の増加、社内情報ネットワークの複雑化、今日的にますます重要となったコンプライアンス上の要請などにより、安全な社内インフラをはじめとするシステムの強化と災害等に対応したバックアップ体制の強化を図っております。今後もこのような内外の体制を厳格に維持する必要があるため重点的に資本投下を継続してまいります。

#### ⑤ コンテンツ配信における最新テクノロジーの適正な評価

当社グループのコンテンツ販売にシステム開発や維持は欠かせないものですが、テクノロジーの進화가思わぬ陳腐化や競争力低下を引き起こす可能性があります。当社グループでは、いたずらに新技術を追い求めるのではなく、俯瞰的にこれをとらえ、適時適切に最新テクノロジーを評価した上で設備投資計画を策定、実行すべきと考えております。

#### ⑥ 内部管理体制の強化

当社が業績を回復させるためには、業務運営の効率化や、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、IR充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、コンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等により、企業としての自浄作用が有効に機能するよう図っていく方針であります。

#### ⑦ 暗号資産・ブロックチェーン事業の拡充、安定化

暗号資産の運用につきましては、引き続きトレーディングシステムの利用など、その取引相場の状況に応じた運用を継続し、資金効率を意識した運用を行ってまいります。

#### ⑧ 連結子会社とのシナジー効果の追求

当社グループは、それぞれの事業の特性や強みを活かし、グループ全体の最適化を進めることが重要な課題であると認識しております。今後さらに、顧客に付加価値の高いサービスの提供を可能とするため、グループ全体でのシナジー効果を追求し企業価値の増進に努めてまいります。

#### ⑨ グループ会社間のサービスの提供

グループ間でのサービスの提供が拡大するにつれ、その代価の決定に、より客観的な根拠が必要となっております。このため、きめ細かなコスト計算を図るとともに第三者価格などの情報入手し、合理的な算定根拠を明示して、厳格な承認手続のもとにグループ間の取引を進めてまいります。

#### ⑩ チャイニーズウォールの拡充

当社のみならず連結子会社にも内部監査体制を充実させ、フロントランニング行為や利益相反を起こす可能性のあるリスクに備えて組織的な内部監査体制のもとにチャイニーズウォールを拡充する必要があります。

#### ⑪ 関係会社の適時適切な計数管理

連結計算書類作成のための各子会社の適時適切な会計記録の作成と予算管理が課題となっており、月次報告を基礎とする定期的な計数管理の精度を高めるために当社及び各子会社の連携を強化してまいります。

#### ⑫ 全社的な課題

内部統制の運用及びその評価については取締役による検証のほか、一定の計画に従った定期的な内部監査や外部専門家によるチェックを実施しており、継続的に有効な管理体制を維持しております。直近の課題として国際会計基準導入を視野に、全社統制、決算・財務報告プロセスにおける統制及びIT全般統制を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	担当企業
情報サービス事業	法人並びに個人向けの企業情報、金融情報及び暗号資産情報の提供 リアルタイム配信、インターネット配信 アウトソーシング スポンサー型アナリストレポート（企業調査レポート） アニュアルレポート等のIR制作物 クラブフィスコ、フィスコAI スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版 『株・企業報』『暗号資産ナビ』 『就活・企業報』	(株)フィスコ
広告代理業	広告代理業務 広告出版物の企画、編集、制作並びに発行 販売促進物、ノベルティの製造販売	(株)フィスコ
暗号資産・ブロックチェーン事業	暗号資産交換業、暗号資産投資業 ブロックチェーン事業	(株)フィスコ・コンサルティング (株)Zaif Holdings (持分法適用関連会社)
その他	資本政策、財務戦略、事業戦略、リクルート支援業務等の各種コンサルティング業務 ファンドの組成及び管理業務	(株)フィスコ (株)フィスコ・キャピタル (株)FISCO Decentralized Application Platform

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

当	社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府岸和田市)
---	---	------------------------------

## (7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

### ① 当社グループの使用人数

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	37 (13) 名	1名減 (5名増)
広告代理業	1 (－)	2名減 (－)
暗号資産・ ブロックチェーン事業	－ (1)	1名減 (1名増)
全社 (共通)	7 (3)	2名増 (－)
合計	45 (17)	2名減 (6名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より事業区分を変更しております。

### ② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 (16) 名	△2 (+5) 名	44.9歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	71,678千円
株式会社千葉銀行	15,000千円
さわやか信用金庫	37,965千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 45,776,722株

(3) 株主数 12,473名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド	13,900,000株	30.43%
株式会社ネクスグループ	6,721,400株	14.71%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	977,200株	2.14%
株式会社サンジ・インターナショナル	788,000株	1.72%
狩野 仁志	664,322株	1.45%
株式会社CAICA	575,000株	1.26%
THOMSON REUTERS (MARKETS) SA	550,000株	1.20%
J Pモルガン証券株式会社	527,000株	1.15%
荒川 忠秀	318,000株	0.70%
須長 憲一	300,000株	0.66%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (91,701株) を控除して計算しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2020年12月31日現在)

		2012年 第3回新株予約権	2016年 第4回新株予約権		
発行決議日		2012年8月6日	2016年9月29日		
新株予約権の数		310個	960個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 155,000株 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 96,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 27,000円 (1株当たり 54円)	新株予約権1個当たり 30,800円 (1株当たり 308円)		
権利行使期間		2014年8月7日から 2022年8月6日まで	2018年9月30日から 2021年9月29日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	263個	新株予約権の数	700個
		目的となる株式数	131,500株	目的となる株式数	70,000株
		保有者数	2人	保有者数	2人
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人

		2018年 第5回新株予約権	
発行決議日		2018年1月15日	
新株予約権の数		795個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 79,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 40,500円 (1株当たり 405円)	
権利行使期間		2020年1月16日から 2023年1月15日まで	
行使の条件		(注) 3	
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	470個
		目的となる株式数	47,000株
		保有者数	5人
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人

- (注) 1. 新株予約権者のうち、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員は、新株予約権行使時においても当社又は当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。
- (注) 2. 新株予約権行使時において当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。
- (注) 3. 新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

## ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
狩野 仁志	代表取締役社長	法人営業本部長兼アドバイザー事業部長
中村 孝也	取締役	情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長
松崎 祐之	取締役	管理本部長
深見 修	取締役	経営戦略本部長
佐藤 元紀	取締役	IRコンサルティング事業本部長
中川 博貴	取締役	株式会社クシム代表取締役
木呂子 義之	取締役	弁護士 株式会社デュアルトップ社外取締役 [監査等委員]
望月 真克	常勤監査役	株式会社クシム取締役 [監査等委員]
加治佐 敦智	監査役	税理士 加治佐会計事務所所長
森花 立夫	監査役	税理士 森花立夫税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 木呂子 義之氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役望月 真克氏及び 加治佐 敦智氏ならびに森花 立夫氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は社外取締役の木呂子 義之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役 加治佐 敦智氏及び森花 立夫氏の両氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 社外取締役以外の取締役の重要な兼職状況は、下記のとおりです。

狩野 仁志 (株)フィスコ経済研究所取締役  
 イー・旅ネット・ドット・コム(株)取締役  
 (株)グロリアツアーズ取締役  
 e ワラント証券(株)取締役  
 中村 孝也 (株)フィスコ・キャピタル取締役  
 (株)フィスコ経済研究所代表取締役  
 (株)フィスコ・コンサルティング取締役  
 (株)Zaif Holdings取締役  
 (株)Zaif Capital取締役  
 e ワラント証券(株)取締役  
 (株)FISCO Decentralized Application Platform代表取締役

松崎 祐之 ㈱フィスコ・キャピタル監査役  
 ㈱シヤンテイ監査役  
 ㈱フィスコ・コンサルティング取締役  
 ㈱FISCO Decentralized Application Platform監査役  
 ㈱フィスコ経済研究所監査役  
 イー・旅ネット・ドット・コム㈱監査役  
 ㈱ウェブトラベル監査役  
 ㈱グロリアツアーズ監査役  
 ㈱Zaif Holdings取締役  
 ㈱Zaif Capital代表取締役  
 ㈱レジストアート監査役

深見 修 ㈱シヤンテイ取締役  
 ㈱ネクスグループ取締役  
 ㈱ネクス取締役  
 ㈱チチカカ・キャピタル取締役  
 ㈱チチカカ取締役  
 イー・旅ネット・ドット・コム㈱取締役  
 ㈱グロリアツアーズ取締役  
 ㈱イーフロンティア取締役  
 ㈱シーズメン取締役  
 ㈱テロロジー取締役  
 ㈱ネクスプレミアムグループ取締役  
 ㈱ネクスファームホールディングス取締役  
 ㈱ネクスレーシング代表取締役  
 ㈱Zaif取締役

佐藤 元紀 ㈱フィスコ・コンサルティング代表取締役  
 ㈱シヤンテイ取締役  
 ㈱ケア・ダイナミクス取締役  
 ㈱CAICA取締役  
 ㈱クシム取締役  
 ㈱FISCO Decentralized Application Platform取締役

中川 博貴 ㈱クシム代表取締役  
 ㈱クシムソフト代表取締役  
 ㈱クシムテクノロジーズ代表取締役  
 ㈱クシムインサイト代表取締役  
 ㈱Zaif Holdings取締役  
 ㈱フィスコ経済研究所取締役  
 ㈱FISCO Decentralized Application Platform取締役  
 ㈱ケア・ダイナミクス代表取締役  
 ㈱CAICA取締役

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	46百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員分)	10名 (4名)	53百万円 (8百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。ただし、報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。
- また別枠で、2019年3月28日開催の第25回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

## (3) 会社役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 木呂子 義之氏は、株式会社デュアルトップの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 望月 真克氏は、株式会社クシムの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先との間では業務提携を行っております。
  - ・監査役 加治佐 敦智氏は、加治佐会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 森花 立夫氏は、森花立夫税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木呂子 義之	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。主に事業運営やグループ企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 望月 真克	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会7回すべてに出席いたしました。長年の社会福祉法人の管理部門における豊富な経験から、内部統制及びコンプライアンスの強化等に関し助言・提言を行っております。
監査役 加治佐 敦智	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会7回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森花 立夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会は7回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。また、当社と各監査役は、会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社の持分法適用関連会社である株式会社Zaif Holdingsの連結子会社である株式会社Zaifは、UHY東京監査法人に対して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定に基づく、同条第1項の規定による暗号資産交換業者の分別管理の状況について会社との間で合意された手続業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第48条において、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改正後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「フィスコ・グループ企業行動憲章」を確立し、当社グループの役職員に対して、法令及び定款等遵守の周知徹底をはかる。
  - ② コンプライアンス委員会により、当社グループの運用状況と問題点を把握し、その結果を取締役に報告する。
  - ③ 当社グループの役職員の社内教育及び指導の徹底をはかり、定期的にその実施状況を取締役に報告する。
  - ④ 当社及び当社子会社に「内部通報」に関する規程を設け、法令または定款等に抵触する行為の早期発見と解消、改善に努める。
  - ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
  - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
  - ⑦ 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理本部を対応部門とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応していく。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - ① 役職員の職務執行に係る情報については文書管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
  - ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定された期間とする。
  - ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループの様々なリスクを一元的に把握・管理を行うため、リスクの洗い出し、予防、有事発生時における対応を行うため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社は、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行に関する権限及び責任については、社内規程及び規則において明文化し業務を効率的に遂行する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役に子会社の取締役を兼務させ、関係会社管理規程その他関連規程に基づき、当該兼務者から子会社の職務執行及び事業状況の報告内容を当社に報告させる。
  - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
  - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
  - ④ 当社及び子会社それぞれにリスク管理担当者を設け、各社連携して情報共有を行う。
  - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応し、監査役の同意を得て、当該使用人を選定し、使用人は監査役の指揮命令に服し、職務を遂行する。また、当該使用人の人事については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす影響のおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、監査役又は内部通報窓口へ報告する。
  - ② 監査役及び内部通報窓口に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
  - ③ 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口になされたすべての報告を監査役に報告する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保するように代表取締役はその体制を整備する。
  - ② 監査役と会計監査人との情報交換の機会を確保する。
  - ③ 社外監査役に法律、会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保することができる。
  - ④ 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、その費用を負担する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムに基づき、第27期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### (2) 監査役の職務遂行について

監査役は当事業年度において監査役会を7回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### (3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して、期初に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

### (4) コンプライアンス・リスク管理について

各部門長およびコンプライアンス部部長をメンバーとしたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に関しては、毎月1回実施しております。コンプライアンス教育の一環として、金融商品取引法における投資助言業務にかかわる従業員を中心とした全従業員を対象に、外部専門家を講師としてお招きし研修を行うなど動画視聴も含めて、インサイダー取引規制セミナーを3回実施いたしました。



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を経営における最重要課題のひとつとして認識しております。そのため、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤を確立し、既存事業の拡充とともに内部留保による資源をもとに成長分野への参入を進め、収益性を高めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり3.0円とさせていただきます。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「最良の投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団」として今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、当社のすべての役員が、高いプロフェッショナル意識を持ち続けることが必要と考えております。そしてこの高い意識こそ、株主の皆様をはじめ利害関係者との信頼関係を維持できる何よりのものと認識しております。

当社は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから、支配を目的とした大量買付けを受ける可能性は否定できません。しかしながら、公開企業としては、たとえ支配権が移転することになっても、個々の役員が高いプロフェッショナル意識を持ち続け、更なる研鑽に励むことができ得れば、それが企業価値を高め、株主利益につながるものであると考えます。

そこで、そのようなときに株主の皆様はその買付けの是非をご判断いただけるように、つねに当社株式の取引状況を注視して、買付け先の属性を把握し、買付け目的の真意を明確にできるような情報収集に努めてまいります。

当社は、大株主との関係が良好であり、いまのところ敵対的買取に対しての具体的な取り組みは行っておりませんが、内外の判例やケーススタディ、関連法令など最新情報の収集を重ね、株主の皆様の利益を守るための迅速な経営判断ができるように準備をしております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	493,802	流 動 負 債	213,984
現金及び預金	187,386	買 掛 金	14,133
売 掛 金	233,426	短 期 借 入 金	79,678
仕 掛 品	17,375	1年内返済予定の 長期借入金	29,141
前払費用	6,323	前 受 金	25,279
預 け 金	16,567	未払法人税等	4,313
その他	32,738	未 払 金	31,375
貸倒引当金	△15	そ の 他	30,064
固 定 資 産	2,227,099	固 定 負 債	1,209,011
有 形 固 定 資 産	37,370	長 期 借 入 金	59,824
建物及び構築物	479	退職給付に係る負債	15,767
器具及び備品	36,891	長 期 未 払 金	8,378
無 形 固 定 資 産	176,379	持分法適用に伴う負債	1,125,041
の れ ん	62,025	負 債 合 計	1,422,996
ソフトウェア	112,370	純 資 産 の 部	
その他	1,983	株 主 資 本	1,493,679
投資その他の資産	2,013,349	資 本 金	100,000
投資有価証券	1,895,144	資 本 剰 余 金	1,651,855
差入保証金	21,755	利 益 剰 余 金	△247,823
長期貸付金	52,923	自 己 株 式	△10,351
長期未収入金	8,690	その他の包括利益累計額	△221,296
繰延税金資産	36,105	その他有価証券評価差額金	△221,296
その他	5,836	新 株 予 約 権	25,522
貸倒引当金	△7,106	純 資 産 合 計	1,297,906
資 産 合 計	2,720,902	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,720,902

# 連 結 損 益 計 算 書

（ 自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,119,525
売 上 原 価		396,624
売 上 総 利 益		722,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		661,240
営 業 利 益		61,660
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,633	
暗 号 資 産 売 却 益	83,866	
そ の 他	26,600	112,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,337	
支 払 手 数 料	4,193	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	286,193	
為 替 差 損	1	
そ の 他	7,384	301,110
経 常 損 失		△127,349
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,440	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	128,148	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,415	141,006
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	807	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,318	3,126
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,531
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,433	
法 人 税 等 調 整 額	△60,523	△56,090
当 期 純 利 益		66,621
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		66,621

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本 合計
当連結会計年度 期首残高	799,991	951,864	△671,803	△289,964	790,087
当連結会計年度 変動額					
剰余金の配当			△22,842		△22,842
減資	△699,991	699,991			-
親会社株主に帰属 する当期純利益			66,621		66,621
自己株式の処分		△7,949		17,837	9,887
持分法の適用範 囲の変動		7,949	380,200	261,775	649,926
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動額(純額)					-
当連結会計年度 変動額合計	△699,991	699,991	423,979	279,613	703,592
当連結会計年度末 残高	100,000	1,651,855	△247,823	△10,351	1,493,679

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△41,702	45	7,248	△34,408	30,937	786,616
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当				—		△22,842
減資				—		—
親会社株主に帰属する当期純利益				—		66,621
自己株式の処分				—		9,887
持分法の適用範囲の変動				—		649,926
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△179,593	△45	△7,248	△186,887	△5,415	△192,302
当連結会計年度変動額合計	△179,593	△45	△7,248	△186,887	△5,415	511,289
当連結会計年度末残高	△221,296	—	—	△221,296	25,522	1,297,906

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	588,826	流動負債	211,916
現金及び預金	179,421	買掛金	14,133
売掛金	217,212	未払金	31,298
前払費用	5,775	短期借入金	79,678
仕掛品	17,375	1年内返済予定の 長期借入金	29,141
関係会社短期貸付金	85,000	未払費用	1
関係会社未収利息	48,929	未払法人税等	3,780
その他	35,127	前受金	25,279
貸倒引当金	△15	預り金	5,061
		その他	23,543
固定資産	1,752,224	固定負債	157,970
有形固定資産	37,370	長期借入金	133,824
建物及び構築物	479	退職給付引当金	15,767
器具及び備品	36,891	その他	8,378
無形固定資産	100,851	負債合計	369,887
のれん	62,025	純資産の部	
ソフトウェア	36,842	株主資本	2,166,937
その他	1,983	資本金	100,000
投資その他の資産	1,614,002	資本剰余金	1,502,351
投資有価証券	353,928	資本準備金	699,991
長期貸付金	50,923	その他資本剰余金	802,359
関係会社株式	152,869	利益剰余金	574,938
関係会社長期貸付金	1,721,000	利益準備金	2,284
繰延税金資産	36,105	その他利益剰余金	572,654
差入保証金	21,577	繰越利益剰余金	572,654
その他	14,705	自己株式	△10,351
貸倒引当金	△737,106	評価・換算差額等	△221,296
		その他有価証券評価 差額金	△221,296
		新株予約権	25,522
資産合計	2,341,051	純資産合計	1,971,164
		負債・純資産合計	2,341,051

# 損 益 計 算 書

( 自 2020年1月1日 )  
( 至 2020年12月31日 )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,097,130
売 上 原 価		395,667
売 上 総 利 益		701,462
販売費及び一般管理費		659,844
営 業 利 益		41,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36,094	
暗号資産売却益	83,866	
そ の 他	23,897	143,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,827	
支 払 手 数 料	4,193	
そ の 他	6,742	15,762
経 常 利 益		169,713
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投資有価証券売却益	7,440	
新株予約権戻入	5,415	12,858
特 別 損 失		
関係会社株式売却損	70,532	
投資有価証券売却損	807	71,339
税引前当期純利益		111,232
法人税、住民税及び事業税	3,804	
法 人 税 等 調 整 額	△60,523	△56,719
当 期 純 利 益		167,951

# 株主資本等変動計算書

( 自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	799,991	699,991	102,368	802,359	—	429,829	429,829
当期変動額							
剰余金の配当					2,284	△25,126	△22,842
減資	△699,991		699,991	699,991			
当期純利益						167,951	167,951
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	△699,991	—	699,991	699,991	2,284	142,824	145,108
当期末残高	100,000	699,991	802,359	1,502,351	2,284	572,654	574,938

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10,351	2,021,829	6,234	6,234	30,937	2,059,000
当期変動額						
剰余金の配当		△22,842				△22,842
減資		—				—
当期純利益		167,951				167,951
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)			△227,530	△227,530	△5,415	△232,945
当期変動額合計	—	145,108	△227,530	△227,530	△5,415	△87,836
当期末残高	△10,351	2,166,937	△221,296	△221,296	25,522	1,971,164



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社フィスコ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィスコの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

後発事象に関する注記にカイココインの売却に関する記載をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社フィスコ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊤  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィスコの2020年1月1日から2020年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

後発事象に関する注記にカイココインの売却に関する記載をしている。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社フィスコ 監査役会  
常勤監査役 望 月 真 克 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 加治佐 敦 智 ㊟  
社外監査役 森 花 立 夫 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標に、収益性と安定性を追求し、安定した利益配当とともに将来の事業展開に備えた内部留保の拡充に努力することを配当政策の基本方針としており、2020年12月期の業績およびキャッシュフローの動向、また資本効率化の観点から総合的に勘案し、第27期の期末配当につきましては、繰越利益剰余金を原資として、以下の通り配当したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、普通配当3.0円としたいと存じます。  
なお、この場合に配当総額は、137,055,063円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年3月31日としたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

現在、当社は東京、大阪の2本社制にて、情報配信システムの運用を行っておりますが、より災害に強い金融情報配信体制の構築を行うために、本店所在地を現行の岸和田市から堺市に変更することとし、第3条（本店所在地）につき所要の変更を行い、本変更にかかる経過的な措置を定めた付則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪府 <u>岸和田市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪府 <u>堺市</u> に置く。  <u>附 則</u> 第3条の変更は2021年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本付則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。



### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀、木呂子 義之、中川博貴の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かの とう ひと し 狩野 仁志 (1959年5月27日生)	1982年4月 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 1993年2月 Bayerische Landesbank 東京支店入行 2004年9月 ABN AMRO銀行東京支店入行 2005年11月 株式会社東京スター銀行入行 2010年3月 当社代表取締役社長(現任) 2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 当社) 取締役 2013年5月 株式会社バーサタイル取締役 2014年8月 当社法人営業本部長(現任) 2016年9月 当社アドバイザー事業部長(現任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役(現任) 2017年5月 株式会社フィスコ経済研究所取締役(現任) 2018年2月 e フラント証券株式会社取締役(現任)	664,322株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	なか むら たか や 中 村 孝 也 (1974年9月5日生)	1998年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社 2000年1月 当社入社 2006年1月 株式会社カブ知恵取締役 2007年4月 当社再入社 2012年3月 当社取締役(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 当社) 取締役 2013年5月 株式会社バーサタイル監査役 2014年8月 当社情報配信サービス事業本部長(現任) 2017年3月 株式会社フィスコ・キャピタル取締役(現任) 2017年9月 株式会社フィスコ経済研究所代表取締役(現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ(現 株式会社Zaif Holdings) 取締役(現任) 2018年2月 e フラント証券株式会社取締役(現任) 2018年10月 当社情報配信部長(現任) 2018年12月 株式会社サンダーキャピタル(現 株式会社Zaif Capital) 取締役(現任) 2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(現 株式会社フィスコ・コンサルティング) 取締役(現任) 2020年10月 株式会社FISCO Decentralized Application Platform代表取締役(現任)	219,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	まつ ぎき ひろ ゆき 松 崎 祐 之 (1976年2月25日生)	2012年3月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社監査役(現任) 2012年5月 株式会社フィスコ・キャピタル監査役(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 当社) 監査役 2014年8月 当社取締役就任 管理本部長(現任) 2014年12月 株式会社シャンテイ 監査役(現任) 2015年10月 株式会社サンダーキャピタル(現株式会社Zaif Capital)代表取締役(現任) 2016年2月 株式会社ウェブトラベル 監査役(現任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ 監査役(現任) 2017年4月 株式会社レジスタート 監査役(現任) 2017年5月 株式会社ファセックズム 監査役 2017年9月 株式会社Crypto Currency Fund Management (現 株式会社FISCO Decentralized Application Platform) 代表取締役 株式会社フィスコ経済研究所 監査役(現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ(現 株式会社Zaif Holdings) 取締役(現任) 2017年11月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(現 株式会社フィスコ・コンサルティング) 取締役(現任) 2018年2月 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ 監査役 株式会社ネクスファームホールディングス 監査役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	ふかみ おさむ 深見 修 (1972年3月17日生)	2011年3月 当社経営戦略本部長 (現任) 2012年10月 株式会社ネクス(現 株式会社ネク スグループ) 取締役 (現任) 2013年3月 当社取締役 (現任) 2013年12月 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役 2015年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式 会社取締役 (現任) 2015年4月 株式会社ネクス取締役 (現任) 2016年2月 株式会社シヤンテイ取締役(現任) 2016年3月 株式会社フィスコダイヤモンドエ ージェンシー (現 当社) 取締役 2016年3月 株式会社フィスコIR (現 当社) 取 締役 2016年3月 株式会社バーサタイル取締役 2016年7月 株式会社イーフロンティア取締役 (現任) 2016年8月 株式会社チチカカ(現 株式会社チ チカカ・キャピタル) 取締役 (現 任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役 (現任) 2017年5月 株式会社シーズメン取締役(現任) 2017年6月 株式会社テリロジー取締役(現任) 2018年7月 (株)ネクスレーシング代表取締役(現 任) 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグルー プ取締役 (現任) 株式会社ネクスファームホールデ ィングス取締役 (現任) 2019年4月 (株)チチカカ取締役 (現任) 2019年8月 株式会社Zaif取締役 (現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	さ とう もと き 佐 藤 元 紀 (1973年5月4日生)	2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェン シー (現 当社) 取締役 2014年3月 当社取締役 (現任) 2014年5月 Care Online株式会社 (現 株式会 社ケア・ダイナミクス) 取締役 (現 任) 2014年7月 株式会社ジェネラルソリューショ ンズ (現 当社) 代表取締役社長 2014年8月 当社法人営業部長 2014年12月 株式会社シヤンテイ取締役 (現任) 2018年1月 株式会社C A I C A取締役 (現任) 2019年3月 アイスタディ株式会社 (現 株式会 社クシム) 取締役 (現任) 2019年7月 当社IRコンサルティング事業本部 長 (現任) 2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カ レンシー・フィナンシャル・プロダ クツ (現 株式会社フィスコ・コン サルティング) 代表取締役 (現任) 2020年10月 株式会社FISCO Decentralized Application Platform取締役 (現 任)	一株
6	き ろ こ よし ゆき 木 呂 子 義 之 (1966年6月13日生)	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行 (現 株 式会社三井住友銀行) 入行 2004年10月 弁護士登録 2010年8月 東京御茶の水総合法律事務所 (現 職) 2015年9月 株式会社デュアルトップ社外取締 役 2016年9月 株式会社デュアルトップ社外取締 役 [監査等委員] (現任) 2019年3月 当社社外取締役 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	なか がわ ひろ き 中 川 博 貴 (1981年7月27日)	2009年12月 株式会社バーサタイル代表取締役 2014年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ(現 当社) 取締役社長 2016年4月 株式会社フィスコ・コイン(現 株式会社Zaif) 取締役 2016年5月 株式会社フィスコ経済研究所取締役(現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ取締役(現 株式会社Zaif Holdings) (現任) 2017年10月 アイスタディ株式会社取締役(現 株式会社クシム) 2018年5月 株式会社レジストアート取締役 2019年3月 アイスタディ株式会社代表取締役社長(現 株式会社クシム) (現任) 2019年10月 株式会社エイム・ソフト(現 株式会社クシムソフト)代表取締役社長(現任) 2019年11月 株式会社東京テック(現 株式会社クシムテクノロジーズ)代表取締役社長(現任) 2019年11月 株式会社ネクストエッジ代表取締役社長 2020年3月 当社取締役(現任) 2020年5月 株式会社C C C T(現 株式会社クシムインサイト) 代表取締役社長(現任) 2020年5月 株式会社ケア・ダイナミクス代表取締役社長(現任) 2020年7月 株式会社C A I C A取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木呂子 義之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木呂子 義之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時を以て2年となります。
4. 木呂子 義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。

5. 木呂子 義之氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任され社外取締役に就任したときは、引続き独立役員とする予定であります。
6. 木呂子 義之氏は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高い額であります。同氏が再任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者とし、保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため限度額が設定されておりますので、損害額のうち当該限度額を超えた金額については填補されず被保険者である役員等の自己負担となります。

#### 第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）であり、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の人数は、7名（うち社外取締役1名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



### 3. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の総数

3,000個を上限とし、このうち、当社の取締役役に割り当てる新株予約権の数の上限は1,500個（うち社外取締役分は100個）とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を株式数の上限とし、このうち150,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号  
アイビーホール青学会館 4 階「クリノン」  
TEL 03-3409-8181

交 通 (地下鉄)

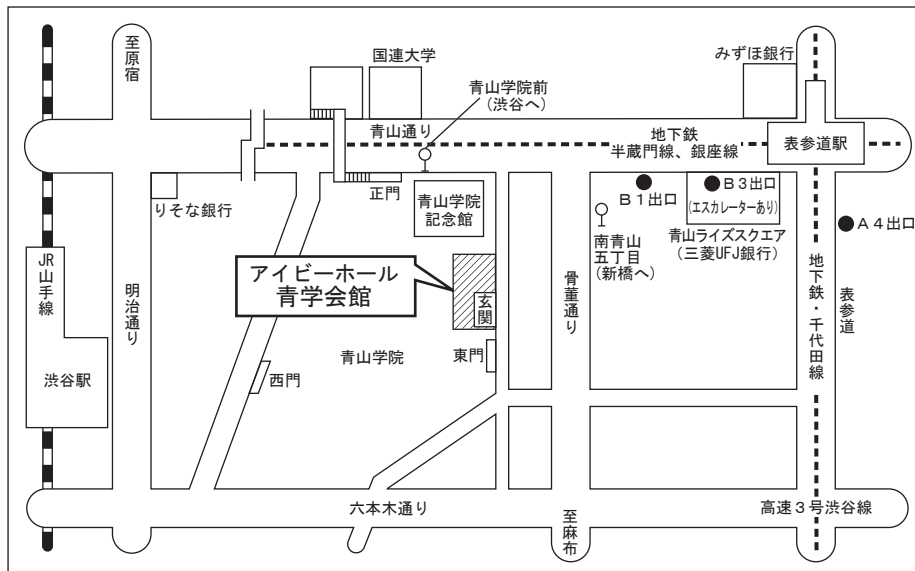
●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車  
(B3又はB1出口より徒歩約5分)

(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き(渋88系統) 「南青山五丁目」下車  
(徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き(渋88系統) 「青山学院前」下車  
(徒歩約3分)

(概略図)



○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。